

| | | | |
|-------------|-------------------|--------------|--|
| 見積書 提出期限 | 令和6年2月20日 午後4時00分 | 担当者： 連絡先： | |
|-------------|-------------------|--------------|--|

物品供給見積書

令和 年 月 日

大阪市 契約担当者 西淀川区長 中島 政人 様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|----|--|---|--|---|
| 見積金額 | | 百万 | | 千 | | 円 |
| 契約金額 | | 百万 | | 千 | | 円 |
| 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 | | | | | | 円 |
| 免税事業者 | | | | | | |

契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。

なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

記

| | | | | | | | | |
|---|---|----------|------------------------------|------|------|-------|-------|--------|
| 物品名称 | 生活支援業務用ファイルワゴン | | | | | | | |
| 納入期限 | 令和6年3月14日 | 納入場所 | 西淀川区役所 保健福祉課 生活支援担当 3階31番 | | | | | |
| 明細書 | 品名 | 形状・寸法・摘要 | | 数量 | | | | |
| | 別紙仕様書のとおり | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| (見積条項) 裏面のとおり | | | | | | | | |
| 本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 2 契約保証金 契約金額の5/100以上 (金 円) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 履行保証保険 | | | 支出科目 | 年度 | 0 5 | 会計 | 0 1 | |
| 用途 | 生活支援業務用 | | | 款 | 0 3 | 福祉費 | | |
| 摘要 | 公募型比較見積 (1 事務用品・機器もしくは11 家具) どちらかに登録されていること 令和5年3月22日契約事務審査会審議済 | | | 項 | 0 3 | 生活保護費 | | |
| | | | | 目 | 0 1 | 生活保護費 | | |
| | | | | 節 | 1 0 | 需用費 | | |
| | | | 細節 | 0 1 | 消耗品費 | | | |
| 決裁 | 局長 | 部長 | 課長 | 課長代理 | 係長 | 係員 | 起案 | 令和 . . |
| | | | | | | | 決裁 | 令和 . . |
| | | | | | | | 西淀契 第 | 号 |

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第28条第1項各号の1に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、供給人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払う。

（受注者の履行遅延の場合における損害金）

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第56条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

(1) 大阪市契約規則第38条の規定による。

(2) 大阪市契約規則第61条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市の会計規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とは協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とは平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について

(1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

(2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

(3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

仕 様 書

| | |
|----------------|--|
| 1 案件名称 | 生活支援業務用ファイルワゴンの買入 |
| 2 品質・規格 形状等 | ファイルワゴン3段（キャスター付き、高耐荷重タイプ） 外寸法：幅670～740×奥行400～460×高さ1100～1300mm 耐荷重：棚板1枚あたり40kg以上 対応サイズ：A4 【参考品番】 林製作所 重量物対応ファイルワゴン 10-006MH-1 プラス ファイルワゴン3段 FY-1260 クラウン ブックラックワゴン重量タイプ CR-FSW360-W |
| 3 数量 | 5台 |
| 4 納入場所 | 西淀川区役所 保健福祉課 3階31番窓口 |
| 5 納入期限 | 令和6年3月14日(木) |
| 8 特記事項 | <ul style="list-style-type: none">・納入方法・納入時期については、担当者と打ち合わせを行うこと。・納入については、汚れ・損傷をきたさないよう措置を講じること。・納入に要する費用は、すべて受注者の負担とする。・業務の履行について、納品時の納品書により本市の確認（検査）を受けなければならない。・支払いは、履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払う。・本仕様書に指示のないものについては、担当者と必ず協議のうえ、業務を進めること。・見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 <ul style="list-style-type: none">・別紙「グリーン配送に係る特記仕様書」によること。・大阪市グリーン調達方針 https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html |
| 7 担当 | 〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島 1-2-10 3階31番窓口 大阪市西淀川区役所 保健福祉課生活支援担当（電話：06-6478-9872） 担当：田代 |

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06 - 6615 - 7965

不適正契約事案の発注防止について

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課に報告しなければならない。（連絡先：06 - 6478 - 9625）